

使用許可書(案)

埼競組 第 号
令和 年 月 日

自動販売機設置業者 様

埼玉県浦和競馬組合
管理者 大野 元裕

令和 年 月 日付入札の結果のとおり、建物の一部の使用については、埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用に関する規則により、次のとおり条件を付して許可する。

- 1 施設の名称
- 2 使用期間 令和 2年 4月 1日から
令和 4年 9月30日まで
- 3 条件 募集要領に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

別紙

- (1) 使用料及び手数料は、別途発行する納入通知書により払い込まなければならない。（振込手数料は使用者の負担とする）
- (2) 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって使用施設の維持管理に努めること。
- (3) 使用期間満了したときは、速やかに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。
- (4) 使用者は原則として毎月末ごとに売上報告書を提出しなければならない。
- (5) 行政財産の使用料は、月額〇〇〇〇円（税込）とし、3ヶ月分を前納することとする。ただし、消費税及び地方消費税の額については、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により変更があったときは、埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用料に関する条例改正後の使用料に変更するものとする。
- (6) 電気使用料は月額〇〇〇〇円（税込）、水道使用料は月額〇〇〇〇円（税込）とし、3ヶ月分を前納することとする。ただし、消費税及び地方消費税の額については、消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により変更があったときは、埼玉県浦和競馬組合の行政財産の使用料に関する条例改正後の使用料に変更するものとする。
- (7) 売上げ手数料として、売上げの〇〇%を納金すること。
- (8) 売上手数料・電気料・水道料は3ヶ月毎に売上報告書を元に組合が計算し、請求するものとする。
- (9) 販売商品及び販売価格については、その都度協議とする。
- (10) この許可書は、使用期間の更新を担保するものではない。
- (11) その他必要に応じ、その都度協議するものとする。